

# 投資信託総合取引規定の一部改正について

(2026年4月13日実施)

(下線部分が改正部分を示す。)

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">投資信託総合取引規定</p> <p>第1条 (規定の趣旨) ～ (省略)</p> <p>第3条 (申込方法等)</p> <p>第4条 (反社会的勢力との取引拒絶) 投資信託総合取引は、第 <u>11</u> 条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。第 <u>11</u> 条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当会は当該取引をお断りするものとします。</p> <p>第5条 (成年後見人等の届出) ～ (省略)</p> <p>第7条 (取引残高報告書等の送付)</p> <p>第8条 (免責事項) 当会は、投資信託総合取引において、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① ～ (省略)</p> <p>⑤</p> <p>⑥ 投資信託受益権振替決済口座管理規定第 <u>17</u> 条の事由により、当会が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>⑦ (省略)</p> <p>第9条 (届出事項の変更) お届出印を失ったとき、または印鑑、氏名 <u>もしくは</u> 名称、住所、共通番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号または同条第 <u>16</u> 項に規定する法人番号。以下同じ。) その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当会所定の手続きにより届け出てく</p>	<p style="text-align: center;">投資信託総合取引規定</p> <p>第1条 (規定の趣旨) ～ (省略)</p> <p>第3条 (申込方法等)</p> <p>第4条 (反社会的勢力との取引拒絶) 投資信託総合取引は、第 <u>10</u> 条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。第 <u>10</u> 条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当会は当該取引をお断りするものとします。</p> <p>第5条 (成年後見人等の届出) ～ (省略)</p> <p>第7条 (取引残高報告書等の送付)</p> <p>第8条 (免責事項) 当会は、投資信託総合取引において、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① ～ (省略)</p> <p>⑤</p> <p>⑥ 投資信託受益権振替決済口座管理規定第 <u>16</u> 条の事由により、当会が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>⑦ (省略)</p> <p>第9条 (届出事項の変更) お届出印を失ったとき、または印鑑、氏名 <u>または</u> 名称、住所、共通番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号または同条第 <u>15</u> 項に規定する法人番号。以下同じ。) その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当会所定の手続きにより届け出てく</p>

改 正	現 行
<p>ださい。</p> <p>2 ～ (省略)</p> <p>3</p> <p><u>第 10 条 (取引の制限等)</u></p> <p><u>当会は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第 11 条 (投資信託総合取引の解約)</p> <p>投資信託総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。また、投資信託受益権振替決済口座管理規定第 4 条による当会からの申出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当会から解約の通知があったときは、直ちに当会所定の手続きをとり、お客様の投資信託を他の口座管理機関へお振替ください。投資信託受益権振替決済口座管理規定第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を換金し、金銭によりお返しすることがあります。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約によって生じた損害について、当会は責任を負いません。</p> <p>① ～ (省略)</p> <p>⑦</p> <p>2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当会は投資信託総合取引を停止し、またはお客様に通知す</p>	<p>ださい。</p> <p>2 ～ (省略)</p> <p>3</p> <p>(追加)</p> <p>第 10 条 (投資信託総合取引の解約)</p> <p>投資信託総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。また、投資信託受益権振替決済口座管理規定第 4 条による当会からの申出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当会から解約の通知があったときは、直ちに当会所定の手続きをとり、お客様の投資信託を他の口座管理機関へお振替ください。投資信託受益権振替決済口座管理規定第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を換金し、金銭によりお返しすることがあります。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約によって生じた損害について、当会は責任を負いません。</p> <p>① ～ (省略)</p> <p>⑦</p> <p>2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当会は投資信託総合取引を停止し、またはお客様に通知す</p>

改 正	現 行
<p>ることにより、投資信託総合取引を解約することができるものとします。この場合、当会は前項に準じて、お客様の投資信託については振替または換金の手続きを行います。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約により当会に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① ～ (省略)</p> <p>③</p> <p><u>④ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u></p> <p><u>⑤ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p><u>⑥ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u></p> <p><u>⑦ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u></p> <p><u>⑧ ④～⑦の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合。</u></p> <p>3 (省略)</p> <p>第12条 (換金時の取扱い) (省略)</p> <p>第13条 (規定等の変更) (省略)</p> <p>第14条 (合意管轄) (省略)</p>	<p>ることにより、投資信託総合取引を解約することができるものとします。この場合、当会は前項に準じて、お客様の投資信託については振替または換金の手続きを行います。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約により当会に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① ～ (省略)</p> <p>③</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>3 (省略)</p> <p>第11条 (換金時の取扱い) (省略)</p> <p>第12条 (規定等の変更) (省略)</p> <p>第13条 (合意管轄) (省略)</p>